

『平家物語』における「罪」と「悪」(一)

——「罪」について——

沼 波 政 保

はじめに

源氏に捕われた平重衡は、出家を願うが許されず、せめてのことにつて法然上人に對面することを願つて許される。法然上人に對面した重衡は言う。

倩ら一生の化行をおもふに、罪業は須弥よりもたかく、善業は微塵ばかりも蓄へなし。かくてむなしく命おはりなば、火穴湯の苦果、あへて疑なし。ねがはくは、上人慈悲ををこしあはれみを垂て、かゝる悪人のたすかりぬべき方法候者、しめし給へ。(卷十・「戒文」)

ここでいう「罪業」とは、清盛の命によつて行なつた南都焼き討ちを指すようにみえるが、「一生の化行」と言つてゐるところから、南部焼き討ちだけに限定せず、それを中心とする「一生」の造悪を言うのである。そして、当

然のことながら、そのような自分を指して「悪人」と言うのである。しかし、「罪業」は「善業」と対比して使われ、死後、地獄の苦である「火穴湯」（正しくは「火血刀」）という、悪業の果報「苦果」を受けるであろうことは間違いないと語っていることから、明らかに仏に対する「罪」として捉えられている。そしてそれを行なった重衡がみずからを「悪人」としているのも、仏教上の「悪」を行なった人物であるという意味である。

すなわち、序章たる巻一「祇園精舎」において独特の無常觀を語っている『平家物語』が、根底に仏教思想を濃厚に持っていることは今更言うまでもないことであるが、その『平家物語』において「罪」および「悪」という語がどのように使用されているかについて、検討を加えたい。そこで拙稿では、まず『平家物語』にみられる「罪」という語の意味を検討しつつ、『平家物語』の罪障意識について検証する。

一 世間的な「罪（ツミ）」

「罪」という語のうち、「ツミ」と訓む用例は、『平家物語』全体で四一例ある。

§ 具体的内容は示されていない罪

(1) 加賀守師高とその弟師経は任国で悪政を行ない、ある時、鵜河という山寺で乱暴狼藉をはたらいた。鵜河は白山の末寺だったので衆徒が国庁へ大挙して押しかけたところ、彼らは都へ逃げ帰った。そこで白山の衆徒は神輿をか

ついで比叡山へ訴え、比叡山は三社の神輿をかついで上洛し、内裏に乱入しようとしたが、平家の武士に食い止められるという事件があった。朝廷では比叡山の座主明雲大僧正を流罪に処した。比叡山の大衆は流された明雲座主を取り戻そうとしたが、取り戻しに来た大衆に対して明雲は

両所山王さだめて昭覽し給ふらん。身にあやまつことなし。無実の罪によ（ツ）て遠流の重科をかうぶれば、世をも人をも神をも佛をも恨み奉る事なし。（卷二・「一行阿闍梨之沙汰」）

と語る。ここでの「罪」は漠然と世間一般にいう罪、この世間ににおける罪の意味である。この章では、座主を取り戻した比叡山の大衆たちが善後策を詮議する中にも「罪なくしてつみをかうぶる」という表現や「無実の罪によ（ツ）て遠流の重科をかうぶる」という、引用と同じ表現があるが、いずれも同様の意味で用いられている。また卷二・「大臣流罪」の段では「つみなくして配所の月をみむといふ事」と源中納言顕基の説話を踏まえて語るが、これも同様の意味である。

(2)高倉上皇はある冬の夜、方違えにおいてになつた時に、貧しい少女が盜賊に主人の着物を取られたのを御覧になり、すぐに中宮に新しい着物を届けさせて下賜されたことがあつたが、その時の上皇の言葉である。

あなむざん。いかなるもののしわざにてかかるらん。堯の代の民は、堯の心のすなをなるをも（ツ）て心とするが故に、みなすなをなり。今の代の民は、朕が心をも（ツ）て心とするが故に、かだましきもの朝にあ（ツ）て罪ををかす。是わが恥にあらずや。（卷六・「紅葉」）

ここも、漠然と世間一般にいう罪、この世間ににおける罪の意味である。このように、世間にいう普通の罪を漠然

と指す意味での「罪」の使用例は七例ある。

§ 处罰の意味の罪

(3)(1)と同じ話で、師高らの処置について誰も表立って意見を言う者がないことを、『本朝文粹』にある慶滋保胤の「封事を上らしむる詔」を踏まえて言う文である。

大臣は禄を重じて諫めず、小臣は罪に恐れて申さず。(卷一・「願立」)

ここにおける「罪」は処罰の意味である。

(4)これも(1)と同じ話であるが、その発端で明雲座主を流罪に処したことについて語る。

僧を罪するならひとて、度縁をめしかへし、大納言大輔藤井松枝と俗名をぞつけられける。(卷二・「座主流」)
ここでの「罪す」という語は、処罰するという意味である。

(5)鹿ヶ谷における陰謀が発覚し、清盛は後白河法皇の幽閉を決意したが、そこへ重盛が現われ、父を諫める。重盛はその中で、榮華を極めれば必ず運が尽きる時が来るということを、蕭何の故事を例に出して語る。

かの蕭何は大功かたへにこえたるによ(ツ)て、官大相國に至り、劍を帶し沓をはきながら殿上にのぼる事をゆるされしか共、観慮にそむく事あれば、高祖おもう警てふかう罪せられにき。(卷二・「烽火之沙汰」)
ここでの「罪す」という語も、処罰するという意味で使用されている。

この「罪す」という用例は他に二例あり、(3)も含めて五例が処罰の意味で用いられている。

§ 謀叛・反逆の意味の罪

(6) 鹿ヶ谷事件によって鬼界が島に流された三人にも、中宮の安産祈願のために赦免が行なわれることになった。しかし、鬼界が島に来た使者が持ってきた赦免状には成経・康頼の名のみあって俊寛の名はなかった。俊寛は

「抑われら三人は罪もおなじ罪、配所も一所也。いかなければ赦免の時、一人はめしかへされて、一人こゝに残るべき。平家の思ひわすれかや。執筆のあやまりか。こはいかにしつる事共ぞや」と、天にあふぎ地に臥て、泣かなしめ共かひぞなき。(卷三・「足摺」)

と、半狂乱になる。こここの「罪」は、平家に反旗を翻す罪である。謀反の罪と言えよう。

(7) 俊寛に召し使われていた有王は、鬼界が島の罪人が赦免されて戻つてくると聞いて鳥羽まで迎えに出るが、主人俊寛の姿が見えない。その有王の様子を

いかにと問ば、「それはなをつみふかとして、嶋にのこされ給ぬ」ときいて、心うしな(ン)共聞いださず。

(卷三・「有王」)

と語る。こここの「つみ」も同じ俊寛について語るものであり、平家への謀反の罪の意味である。

(8) 平家追討の謀事が発覚した高倉宮はかるうじて三井寺へ逃げ込み、源三位頼政も駆けつけた。三井寺では延暦寺と興福寺に援助を乞うた。延暦寺は動かなかつたが、興福寺は申し入れを受け入れた。その南都からの返牒の一節には次のようにある。

『平家物語』における「罪」と「悪」(一)

(清盛は) 勝にのるあまり、去年の冬十一月、太上皇のすみかを追補し、博陸公の身ををしながら。反逆の甚しい事、誠に古今に絶たり。其時我等、すべからく賊衆にゆき向て其罪を問べしといへ共、或は神慮にあひばかり、或は綸言と稱するによ(ツ)て、鬱陶をおさへ光陰を送るあひだ。(卷四・「南都牒状」)

ここにおける「罪」は、清盛の後白河上皇への「反逆」、つまり家臣の身でありながら朝廷へ反逆する意味で用いられている。

(9) 壇ノ浦にて平家が滅亡した後、源氏による平家の係累への探索が厳しい中、重盛の子の宗実は公家の養子になつて、いたが、源氏を憚って家を出され行き先がなくなつたために、俊乗坊重源のもとへ行つて出家を願う。しかし、自分をかくまうことによる重源の身を案じて、次のように言う。

それ(私を出家させてかくまうこと)もなおおそろしうおぼしめさば、鎌倉へ申して、げにもつみふかかるべくはいづくへもつかはせ。(卷十二・「六代被斬」)

ここにおける「つみ」は源氏に敵対する罪の意味である。このように謀反や反逆の意味で使用されている用例は五例ある。

§ 不孝の罪

もう一例、検討しておく用例がある。

(10)(5)と同じ場面で、重盛は涙ながらに父清盛を諫める。

悲哉、君の御ために奉公の忠をいたさんとすれば、迷盧八万の頂より猶たかき父の恩、忽にわすれんとす。痛哉、不孝の罪をのがれんとおもへば、君の御ために既不忠の逆臣となりぬべし。進退惟きはまれり。是非いかにも辨がたし。（卷一・「烽火之沙汰」）

と語る。この「罪」は文字通り父清盛への親不孝の罪であるが、後白河法皇への不忠と並べてあり、忠義と孝行は儒教的倫理である。しかし、我が国の仏教はそこに儒教的倫理も消化して内包しており、実際に、親不孝の罪によつて地獄へ墮ちたという説話は枚挙に遑がない。重盛はこの一節の後には

只末代に生をうけて、かゝるうき目にあひ候重盛が果報の程こそつたなう候へ。

と語つており、忠義と孝行の間で進退窮まるという目にあうのも前世の報いであると捉えている。すなわち、これは世間的・道徳的罪とみるべきか、それとも仏教上の罪と考えるべきなのか、難しいところであるが、しかし進退に窮するに至ったことが前世の報いなのであり、不孝そのものについては仏教との関係では何も語つていないので、ここは不孝という世間的・道徳的罪とみるべきであろう。前章「教訓状」でも重盛は

外には又仁義礼智信の法にもそむき候なんず。かたゞ恐ある申事にて候へ共、心の底に旨趣を残すべきにあらず。まづ世に四恩候。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也。其中尤おもきは朝恩也。と、宗教の教えに基づいて父清盛を諫めている。

二 仏教上の「罪(ツミ)」

『平家物語』に使用される「罪」(「ツミ」と訓む)という語四一例のうち、仏教と関係のない意味で用いられる用例は一八例あったが、それに対しても仏教に関する意味で使用されているものは一二三例ある。

§ 具体的内容は示されていない罪

(1)鹿ヶ谷における平家討伐の陰謀に加わった大納言成親は、陰謀の発覚によって清盛に捕らえられた。清盛は家来に命じて成親を責めさせ、成親は悲鳴をあげた。その様子を次のように語る。

其躰冥途にて、娑婆世界の罪人を、或は業のはかりにかけ、或は淨頗梨のかゞみにひきむけて、罪の輕重に任つゝ、阿坊羅刹が呵責すらんも、これには過じとぞみえし。(巻二・「小教訓」)

地獄において閻魔王が淨頗梨の鏡に娑婆での行ないを写し出してその罪を判断することを言っているのであるが、その「罪」とは、具体的ではないが、当然に仏教における罪を意味している。

(2)捕えられた重衡は処刑される前に法然上人に面会することを許され、自分ほどの悪人でも救われる方法を教えてほしいと願う。それに対して法然上人は悪人でも助かるなどを説くのであるが、次はその一節である。

罪ふかければとて、卑下し給ふべからず、十惡五逆廻心すれば往生をとぐ。功徳すくなれば望をたつべから

す。一念十念の心を致せば來迎す。…（中略）：「一声称念罪皆除」と念すれば、罪みなのぞけりと見えたり。

（卷十・「戒文」）

ここには二例の「罪」がみられるが、いずれも往生の妨げとなる罪であり、仏教上の罪であることはいうまでもない。（また、善導の『般舟讚』の句が引用され、その中にも「罪」（ザイ）の文字があるが、当然、仏教上の罪である。）

(3) 壇ノ浦にて平家滅亡の後、平家の残党への追及が厳しさを増す中、平維盛の子六代はついに源氏に捕われるが、文覚の働きによって一度は処刑を免れ、文覚に引き取られることとなつた。六代の命が一度は助かることについて『平家物語』は

観音の大慈大悲は、つみあるもつみなきをもたすけ給へば、昔もかゝるためし多しといへども、ありがたかりし事共なり。（卷十一・「泊瀬六代」）

と、長谷觀音の御利生であるとする。ここには「つみ」が二例あるが、觀音の慈悲にあずかることであるから、具体的には示していないが、仏教上の罪である。

(4) 重衡に召し使われていた木工右馬允知時は主君の最後を見届けようと馬で駆けつけ、重衡に対面する。これに対して重衡は

まことに心ざしの程神妙也。佛ををがみたてま（ツ）てきらればやとおもふはいかゞせんずる。あまりに罪ふかうおぼゆるに。（卷十一・「重衡被斬」）

と言う。あまりに罪障が深いのでせめて仏を拌みながら死にたいというのである。重衡の罪障の大部分は南都焼き討ちではあるが、ここはそれに限定せずそれをも含んでこの世における罪障を指していると考えられる。

このように、漠然と仏教上の罪の意味で使用されている用例は六例みられる。

次に、仏教上の罪には違いないが、具体的に罪の内容がわかる用例についてみていく。

§ 俗世に執着を残す罪

(5) 平清盛は熱病に侵されるが、その苦しい息の下で遺言を述べる。

「…（前略）…今生の望一事ものこる處なし。たゞしおもひをく事とては、伊豆國の流人、前兵衛佐頼朝が頸を見ざりつることやすからね。われいかにもなりなん後は、草塔をもたて、孝養をもすべからず。やがて打手をつかはし、頼朝が首をはねて、わがはかのまへにかくべし。それぞ孝養にてあらんずる」との給ひけるこそ罪ふかけれ。（巻六・「入道死去」）

死の間際に至つてなおこのように語る清盛のすさまじさがうかがわれるが、それについて『平家物語』は「罪ふかけれ」と語る。この「罪」はこの世に執着を残す罪である。仏教では臨終正念を説き、執着を残すことは往生を妨げる罪障であると考えられているのである。

(6) 都に残した妻子に会いたいがために屋島を脱出した維盛であったが、重衡のように源氏方に捕えられることを恐れて都を諦め、高野の滝口入道の所へ行つて出家する。その場面を『平家物語』は次のように語る。

(維盛は) つゐにそりおろし給て（ン）げり。「あはれ、かはらぬすがたを恋しき物どもに今一度みえもし、見て後かくもなるならば、おもふ事あらじ」との給ひけるこそ罪ふかけれ。(卷十・「維盛出家」)

維盛は、出家前の姿を都に在る恋しい妻子に見せた後に剃髪するならば思い残すことはないと言う。命終の時ではないが、仏門に入るにあたって俗世に執着を残すことは、命終の時と同じく、悟りへの妨げとなる罪障であり、その意味の「罪」である。

(7)出家した維盛は那智の沖に小船を漕ぎ出して入水しようとするが、なかなか決行出来ない。

念佛をとゞめて、合掌をみだり、聖にむか（ツ）ての給ひけるは、「あはれ人の身に妻子といふ物をばもつまじかりける物かな。此世にて物をおもはするのみならず、後世菩提のさまたげとなりけるくちおしさよ。只今もおもひいづるぞや。かやうの事を心中にのこせば、罪ふかからんなるあひだ、懺悔する也」とぞのたまひける。(卷十・「維盛入水」)

入水する際まで妻子への想いを断ち切れないことを自ら「後世菩提のさまたげとな」ると言い、俗世への想いを残すことを「罪」が深いと言っている。ここも、執着を残すことを「罪」と言っているのである。

(8)壇ノ浦の合戦で生け捕りにされた平宗盛父子は近江の篠原で処刑されるが、処刑寸前に宗盛は「(子息の)右衛門督もすでにか」と尋ね、また「(子息の)大臣殿の最後いかゞおはしまつる」と尋ね、「目出たうまし／＼候つるなり。御心やすうおぼしめされ候へ」と答えられてようやく処刑された。

むくろをば公長が沙汰として、おや子ひとつ穴にぞうづみける。さしも罪ふかくはなれがたくの給ひければ、

かやうにしてんげり。（卷十一・「大臣殿被斬」）

ここでの「罪」は処刑されるまで子息に心を懸けていたことを言つており、やはり執着を残すことを「罪」と言つてゐるのである。

このようにこの世に執着を残すことを「罪」と言つてゐる用例は四例である。

§前世における罪

(9) 鹿ヶ谷事件の後、清盛はついに閑白・太政大臣以下多数の公卿を流罪にするという行為に及んだが、太政大臣藤原師長は尾張國へ配流となつた。その師長について、『平家物語』は次のように語る。

（師長は）管弦の道に達し才芸勝れてまし／＼ければ、次第の昇進とゞ／＼ほらず、太政大臣まできはめさせ給

て、又いかなる罪の報にや、かさねてながされ給ふらん。（卷三・「大臣流罪」）
師長が保元に土佐へ流されたのに今度は尾張へと再び流されたことを、「いかなる罪の報にや」と言つう。つまり
こここの「罪」は前世における罪であり、因果応報思想がみられる。

(10) 生け捕りになつた平重衡は都の中を引き回されたが、その姿を見た「京中の貴賤」は、
あないとをし、いかなる罪のむくひぞや。いくらもまします君達のなかに、かくなり給ふ事よ。（卷十・「内裏
女房」）

と言ひ合つたといふ。この「罪」は南都焼き討ちの罪とも考えられるが、「いかなる罪のむくひぞや」と言つてゐる

ので、限定せず、前世における罪の意味であり、因果応報思想がみられる。このように、前世の罪によって現世の不幸があるという捉え方で語られている用例は二例みられる。

§殺生の罪

(1)一の谷の合戦において、鶴越の奇襲を行なった源氏方の武者の一人が、敵の方より出てきた物はすべて逃すまいと言つて、驚いて出てきた大鹿までも射殺したことに対しして、同じ源氏方の侍大将は

せんない殿原の鹿のゐやうかな。只今の矢一では敵十人はふせがんずるものを。罪つくりに、矢だうなに。

(卷九・坂落)

と言つて制したという。ここでの「罪」は生き物を殺す罪障、つまり殺生の罪を意味する。

(2)二の(7)と同じ場面で、那智の沖で入水をためらう維盛に対しして、滝口入道は出家の功徳を説く。

源氏の先祖伊豫入道頼義は、勅命によ(ツ)て奥州のゑびす貞任・宗任をせめんとて、十二年があひだに人の頸をきる事一万六千人、山野の獸、江河の鱗、其いのちをたつ事いく千万といふかずをしらず。されども終焉の時、一念の菩提心ををこししによ(ツ)て、往生の素懐をとげたりとこそうけ給はれ。就中に、出家の功徳莫大なれば、先世の罪障みなほろび給ひぬらん。：(中略)：つみふかゝりし頼義、心のたけきゆへに往生とぐ。させる御罪業ましまさざらんに、などか淨土へはまいり給はざるべき。(卷十・維盛大入水)

あれほど多くの人々や生き物を殺した罪深い頼義さえ、心強く仏道を求めたために往生を遂げた。まして大した罪

『平家物語』における「罪」と「悪」(一)

業もないあなた（維盛）が出家された以上、往生されないと説く。ここでの「つみ」は頼義の殺生も含む多くの罪障かとも考えられるが、殺した人の数や幾千万という生き物を殺したことなどを語った上で「つみ」であるから、殺生の罪に限定した意味で用いられているといえよう。

(13) 壇ノ浦の戦いにおいて既に形勢は決着した後も、平教経は当るを幸いに敵をなぎ倒していた。

凡そ能登守教経の矢さきにまはる物こそなかりけれ。矢だねのある程のつくして、けふを最後とおもはれけん、赤地の錦の直垂に、唐綾おどしの鎧きて、いかものづくりの大太刀ぬき、白柄の大長刀のさやをはづし、左右にも（ツ）てなぎまはり給ふに、おもてをあはする物ぞなき。おぼくの物どもうたれにけり。新中納言使者をたてて、「能登殿、いたう罪なつくり給ひそ。さりとてよき敵か」との給ひければ、(卷十一・「能登殿最期」)その教経に知盛は使いを出して、そんなに人を殺して罪作りをするな、その相手がよい敵というのではなかろう、と言う。ここでの「罪」は殺生の罪の意味で使用されている。

(14) 義経は屋島の平家を攻めるために夜を徹して讃岐へ回るが、途中、宗盛への手紙を持った敵方の男に出会い、その手紙を取り上げて、木に縛り付けさせる。

判官「そのふみとれ」とて文ばいとらせ、「しやつからめよ。罪つくりに頸なき（ツ）そ」とて、山なかの木にしばりつけてぞとをられける。(卷十一・「勝浦付大坂越」)

ここで義経は「罪つくり」になるから頸を切るなど命じており、ここでの罪は殺生の罪を意味している。

以上、(11)～(14)の四例は、殺生の罪の意味で使用されている。

§ 南都焼き討ちの罪

(15) 清盛が熱病に苦しんでいた時、北の方の二位殿は、閻魔の庁から清盛を迎えて来た牛頭馬頭の地獄の獄卒を、夢に見た。迎えの車の前に立てられた「無」の文字だけ書かれてある鉄の札について尋ねた。一位殿に対しても、獄卒は南閻浮提金銅十六丈の盧舍那佛、焼ぼろぼし給へる罪によって、無間の底に堕給ふべきよし、閻魔の庁に御さだめ候が、無間の無をかゝれて、間の字をばいまだかゝれぬなり。(卷六・「入道死去」)

と答えた。ここにおける「罪」は奈良の大仏を焼いた罪であるとはつきり語っている。仏を焼くということは五逆罪に匹敵する罪であり、語られているように地獄へ墮ちる罪である。

(16) 生け捕りにされた重衡は、知時という古い家来の骨折りによって、かつて懇意にしていた一人の女房に手紙を出すことができた。手紙を預かって女房のいる内裏へ来た知時が局の裏口でたたずんでいると、その女房の嘆く言葉が聞えてきた。

いくらもある人のなかに、三位中将(重衡)しもいけどりにせられて、大路をわたさるゝ事よ。人はみな奈良をやきたる罪のむくひといひあへり。中将もさぞいひし。「わが心におこ(ツ)てはやかねども、悪党おほかりしかば、手々に火をはな(ツ)て、おほくの堂塔をやきはらふ。末の露本のしづくとなるなれば、われ一人が罪にこそならんずらめ」といひしが、げにさとおぼゆる」とかきくどき、さめぐとぞなかれける。(卷十・「内裏女房」)

『平家物語』における「罪」と「悪」(一)

ここには「罪」の用例が二箇所あるが、いずれも南都を焼き討ちにした罪である。

(17) 生け捕りにされた重衡は、奈良へ護送される途中で北の方に会うことができたが、その北の方に重衡が語る。

こぞの春、一の谷でいかにもなるべかりし身の、せめての罪のむくひにや、いきながらとらはれて大路をわたされ、京鎌倉恥をさらすだに口惜きに、はては奈良の大衆の手へわたされてきらるべしとて罷候。(卷十一・

〔重衡被斬〕

南都を焼き討ちしたというあまりに重い罪の報いであろうか、生け捕りにされて恥をさらす羽目となつたと言う。罪の報いでこのような羽目になつたと言つてゐるので、因果応報的に前世における罪にも受け取れるが、「奈良の大衆」に引き渡されると言つてゐることからも、直接には南都焼き討ちの罪であるので、そのように理解してよからう。

このように、南都焼き討ちの罪の意味での用例は、四例ある。

その他、具体的に経文の語を用いて示す罪が二例ある。

§ 「破戒無慙」の罪

(18) 一の(5)と同じ場面で、鹿ヶ谷事件によつて清盛は後白河法皇幽閉を企てるが、それを重盛が諫める。その重盛の言葉である。

天兒屋根尊の御末、朝の政をつかさどり給ひしより以来、太政大臣の官に至る人の甲冑をよろふ事、礼儀を背

くにあらずや。就中御出家の御身也。夫三世の諸佛、解脱幢相の法衣をぬぎ捨て、忽に甲冑をよろひ、弓箭を帶しましまさん事、内には既破戒無慚の罪をまねくのみならずや、（卷一・「教訓状」）

こは「破戒無慚の罪」、つまり戒律を破って恥じない罪であるから、明らかに仏教上の破戒の罪の意味である。

§ 「信施無慚」の罪

(19) 鬼界が島に流された俊寛について、このように流罪の憂き目にあうことになったことについて、『平家物語』作者は語る。

昔は法勝寺の事務職にて、八十余ヶ所の庄務をつかさどられしかば、棟門平門の内に、四五百人の所従眷属に囲邊せられてこそおはせしか。まのあたりかゝるうきめを見給ひけるこそふしきなれ。業にさまぐあり。順現・順生・順後業といへり。僧都一期の間、身にもちゐる處、大伽藍の寺物佛物にあらずと云事なし。さればかの信施無慚の罪によ（ツ）て、今生に感ぜられけりとぞみえたりける。（卷三・「有王」）

ここも「信施無慚の罪」、つまり信者から布施を受けながら功德を當まない罪であると、具体的に示している。

§ 神に対する罪

もう一例、神に対する罪の用例がある。

(20) 壇ノ浦の戦いにおいて海底に沈んだ草薙の劍について、その由来を語る中で、天智天皇の代に新羅の沙門道慶が

この剣を盗んだ話を語る。

あめの御門御宇七年に、新羅の沙門道慶、この剣をぬすんで吾國の寶とせむとおも（ツ）て、ひそかに船にくしてゆく程に、風波巨動して忽に海底にしづまんとす。すなはち靈劍のたよりなりとして、罪を謝して先途をとげず、もとのごとくかへしおさめたてまつる。（卷十一・「剣」）

草薙の剣を盗んで船で行く途中、海が大荒れになつて沈みそうになつたが、これは靈劍の祟りだと思つて、「罪」を謝して元の如く返したという。「靈劍のたよりなり」とあるから、ここは盗んだ罪ではなく、神に対する罪の意味であるが、神仏混淆の中であるから、これも一の(1)～(4)と同じく仏に対する罪に含んでもよからう。

三 その他の「罪（ザイ）」

今までには「ツミ」と訓む「罪」についてみてきた。『平家物語』には一の(2)に引用した中に『般舟讃』の文があつたが、そこで「ザイ」と訓んだ「罪」の用例のように、「ザイ」と訓む「罪」の用例もみられる。以下は「ザイ」と訓む「罪」の用例について検討してゆく。

§ 「罪人」

まず「罪人」（ザイニン）という語についてみてゆく。

(1) (1)で触れた箇所と同じ場面である。大納言成親は、陰謀の発覚によつて清盛に捕らえられ、清盛の家来に責められて悲鳴をあげた。その様子である。

其躰冥途にて、娑婆世界の罪人を、或は業のはかりにかけ、或は淨頗梨のかゞみにひきむけて、罪の輕重に任つゝ、阿坊羅刹が呵責すらんも、これには過じとぞみえし。(卷一・「小教訓」)

ここで「罪人」という語がみられるが、地獄に墮ちた罪人を指している。

(2) やはり同じ場面で、鹿ガ谷事件で清盛に捕えられた大納言成親は、駆けつけた娘の舅である重盛に對面できた。

(重盛が)「いかにや」との給へば、(成親は)其時みつけ奉り、うれしげに思はれたるけしき、地獄の罪人どもが地藏菩薩を見奉らむも、かくやとおぼえてあはれ也。(卷一・「小教訓」)

成親が重盛に会つた喜びようは、地獄の罪人が地藏菩薩に出会つたのと同じようであつたと言ふ。文字通り「地獄の罪人」である。

(3) 重衡によつて焼き討ちされた結果、大仏殿にも火は迫つた。

猛火はまさしうおしけたり。おめきさけぶ声、焦熱・大焦熱・無間阿毘のほのをの底の罪人も、これにはすきじとぞみえし。(卷五・「奈良炎上」)

(4) 捕えられた重衡のところへ法皇の使いとして定長が向かうが、その定長を迎える重衡の様子を語る。

日ごろは何ともおもはざりし定長を、いまは冥途にて罪人共が冥官に逢へる心地ぞせられける。(卷十・「内裏

女房」)

『平家物語』における「罪」と「惡」(一)

(5) 捕えられた重衡は頼朝に会った後、狩野介宗茂にあずけられたが、その様子である。

そのてい、冥途にて娑婆世界の罪人を、なぬか／＼に十王の手にわたさるらんも、かくやとおぼえてあはれ也。

（卷十・「千手前」）

(6) 壇ノ浦の戦いでは安徳天皇が二位の尼に抱かれて入水されたが、その時を建札門院がふりかえって語る。

ちいさううつくしい御手をあはせ、まづ東をふしおがみ、伊勢大神宮に御いとま申させ給ひ、其後西にむかはせ給ひて、御念佛ありしかば、二位尼やがていだき奉て、海に沈し御面影、目もくれ、心も消えはてて、わすれんとされども忘られず、忍ばむとそれどもしのばれず、残とゞまる人々のおめきさけびし声、叫喚大叫喚のほのおの底の罪人も、これには過じとこそおぼえさぶらひしか。（灌頂巻・「六道之沙汰」）

(3)～(6)すべて地獄の罪人と語られており、「罪人」という語は六例すべて墮地獄の罪人の意味である。

§ 「罪障」

次に、「罪障」（ザイシヤウ）の用例は三例あるが、すべて往生の妨げとなる罪である。

(7) 捕えられた重衡の慰めに遣わされた千手の前は、その朗詠をした人は北野の天神が守つてくださるという朗詠をした。しかし、重衡は、既にこの生では天神にも捨てられた身であるから助音してもどうしようもないと言う。

三位中将の給ひけるは、「この朗詠せん人をば、北野の天神一日に三度かけ（ツ）てまぼらんとちかはせ給ふ也。されども重衡は、此生ではすてられ給ひぬ。助音してもなにかせん。罪障からみぬべき事ならばしたがう

べし」との給ひければ、（卷十・「千手前」）

いうまでもなく「罪障」は往生の妨げとなる罪である。

(8)屋島から脱出した維盛は都の妻子に会うことを諦め、高野で滝口入道によつて出家させてもらい、共に熊野へ参詣し、本宮へさしかかる。

やう／＼さし給ふ程に、日数ふれば、岩田河にもかゝり給ひけり。「この河のながれを一度もわたるものは、悪業煩惱無始の罪障きゆなる物を」とたのもしうぞおぼしける。（卷十・「熊野参詣」）

もう一例は、二の(12)で触れたところで、出家の功徳を説く中に用いられている。

(9)就中に、出家の功徳莫大なれば、先世の罪障みなほろび給ひぬらん。（卷十・「維盛入水」）

§ 「罪業」

次に「罪業」（ザイゴフ）の用例は九例ある。

(10)捕えられた重衡は法然上人に対し、南都焼き討ちを語る。

衆徒の悪行をしづめんがためにまかりむか（ツ）て候し程に、不慮に伽藍の滅亡に及候し事、力及ばぬ次第にて候へども、時の大将軍にて候し上は、せめ一人に帰すとかや申候なれば、重衡一人が罪業にこそなり候ぬらめと覚え候。（卷十・「戒文」）

(1) 捕えられた重衡に対面した頼朝は、南都焼き討ちの責任を問う。

抑南都をほろぼさせ給ひける事は、故太政入道殿の仰にて候しか、又時にと（ツ）ての御ばかりひにて候けるか。も（ツ）ての外の罪業にてこそ候なれ。（卷十・「千手前」）

」のように、南都焼き討ちを指す「罪業」は二例あるが、あくまでも「業」であり、いうまでもなく仏教上の罪である。

(12) 一の(12)と同じ場面で、滝口入道は維盛に對して

（あなたは）させる罪業ましまざざらんに、などか淨土へまいり給はざるべき。（卷十・「維盛大入水」）

と言ふ。こここの「罪業」は、具体的には示されていないが、明らかに仏教上の罪を意味している。

(13) 一の(4)と同じ場面で、処刑される時に至つて重衡は、家来であつた知時が用意した仏像に向かつて言う一節である。

つたへきく、調達が三逆をつくり、八万歳の聖教をほろぼしたりしも、遂には天王如来の記別にあづかり、所作の罪業まことにふかしといへども、聖教に值遇せし逆縁くちずして、かへ（ツ）て得道の因ともなる。（巻十一・「重衡被斬」）

(14) 建礼門院が大原の寂光院でしめやかに暮らしておられるについて、『平家物語』作者は、次のように語る。

是はたゞ入道相国、一天四海を掌ににぎ（ツ）て、上は一人をもおそれず、下は万民をも顧ず、死罪流罪、おもふさまに行ひ、世をも人をも憚かられざりしがいたす所なり。父祖の罪業は子孫にむくふといふ事疑なしと

ぞ見えたりける。(灌頂卷・「女院死去」)

(15)清盛の死について語る場面である。

日ごろ作りをかれし罪業ばかりや獄卒とな(ツ)てむかへに来りけん、あはれなりし事共なり。(卷六・「入道死去」)

(13)・(14)・(15)共に具体的な罪が示されているのではないが、仏教上の罪を意味していることは明らかである。冒頭の引用文中の用例も同様である。

(16)清盛は福原に経島を築き運航の船を護つたが、その経島の名前の由来が語られている。

人柱たてらるべしな(ン)ど、公卿御僕議有しか共、それは罪業なりとて、石の面に一切經をかひてつかれたりけるゆへにこそ、経の嶋とは名づけたれ。(卷六・「築嶋」)

ここは、殺生の罪を意味している。

このように「罪業」は仏教上の罪の意味で用いられているが、一例だけ、仏教とは関わりのない意味で用いられているものがある。

(17)高倉中宮徳子の御産にあたって鬼界が島の流人にも大赦を行なうことになったが、このことについての清盛からの相談に重盛が答える場面である。

入道相国、日比にもにず事の外にやはらひで、「さてく、俊寛と康頼法師が事はいかに」。「それもおなじうめしこそかへされ候はめ。若一人も留められんは、中々罪業たるべう候」と申されければ、(卷二・「赦文」)

「罪業」という語は、「業」である以上、仏教上の罪であるのが本来であるが、ここはそこまでの深い意味はなく、罪作りなことといった程度の意味で、軽く「罪業」という語を用いたというだけであり、あえて仏教とは関わりのない用例としておきたい。俊寛一人を赦免しないことが仏教的罪になるとまでの認識はないと思われる。

§滅罪生善

(18)重盛は生年四十三歳にて病没するが、その後、重盛の生前の行ないを語る中、東山の麓に四十八間の精舎を建立したことを語る。その冒頭の記述である。

すべて此大臣は、滅罪生善の御心ざしふかうおはしければ、當來の浮沈をなげいて、東山の麓に、六八弘誓の願になぞらへて、四十八間の精舎をたて、一間にひとつづゝ、四十八間に四十八の燈籠をかけたりければ、九品の臺、目の前にかゝやき、光耀燐鏡をみがいて、淨土の砌にのぞめるがごとし。（卷三・「燈爐之沙汰」）

「滅罪生善」という句がすでに仏教用語であり、しかも、「當來の浮沈をなげいて」、つまり来世での幸不幸を案じて精舎を建立したとあり、それは極樂淨土に臨むようだとある。いうまでもなく仏教的罪の意味である。

その他、「ザイ」と訓む「罪」については、「罪科」（ザイカ）が四例あるが、すべて処罰の対象としての罪の意味で用いられている。また、「流罪」（ルザイ）は「流罪す」・「流罪人」を含めて二六例みられるが、すべて文字通り「流罪」の意味であり、仏教とは直接関係はない。さらに「死罪」（シザイ）は一四例あるが、やはり文字通りの意味で、仏教上の罪の意味はない。

結

以上、『平家物語』にみられる「罪」という語について検討してきた。「ツミ」と訓む語が四一例であるのに対し、「ザイ」と訓む語は六四例あるが、そのうち「罪科」(四例)・「流罪」(二六例)・「死罪」(一四例)を除くと二〇例になる。すなわち、圧倒的に「ツミ」と訓む語が多い。「流罪」・「死罪」は処罰の名として固定している語であり、「罪科」も処罰と同義で慣用されており、罪の意味するところを吟味するまでもない語である。

その他の「ザイ」と訓む語について若干検討を加えると、まず「罪」は引用された善導の『般舟讃』の文を音読みしたものであり、しかも一例しかない。次に「罪障」と「罪業」であるが、一二例みられるこれらの語はそもそも仏教用語であり、当然ながら仏教との関わりの中で捉えられた罪である。その中、三の四の用例のみが仏教とは直接関わりなく、仏教用語を軽く用いた例である。また「罪人」という語はすべてが墮地獄の罪人とはっきり表現されている。ということは、『平家物語』では「罪人」という語を、世間的罪を犯した者を指して用いることはなかつたといえよう。「滅罪生善」についてはいうまでもない。

これに対して「ツミ」と訓む語は四一例あり、『平家物語』の罪障意識を探るのに適当であろう。この「ツミ」と訓む語の用例のうち、仏教とは直接関わらない意味で用いられているものは一八例、仏教上の罪の意味で用いられている用例は二三例あり、ほぼ二分している。まず、仏教とは直接関わらない用例は、具体的な内容は示さないが

世間的意味での罪の意味で用いられているものが七例、具体的に罪の内容を示すもののうち、処罰の意味で用いられているものが五例、反逆・謀叛の意味で用いられているものが五例あり、不孝の罪が一例ある。次に、仏教上の罪の意味で用いられている二三例のうち、具体的にその罪の内容が示されていない漠然とした意味の用例は、二の(20)の神に対する罪の用例も含めて七例で、残りの一六例は罪の内容を具体的に示している。その内訳は、この世への執着の罪が四例、前世の罪の報いで今があるという因果応報の考え方による前世の罪の用例が二例、殺生の罪が四例、南都焼き討ちという五逆罪にも匹敵する罪が四例、「破戒無慙」の罪と「信施無慙」の罪がそれぞれ一例である。

このように、『平家物語』における「ツミ」と訓む「罪」の語の用例は、仏教と関係のない世間一般の罪の意味と仏教上の罪の意味とが混在していると言え、特に仏教に限定した用法ではない。しかし、これを『平家物語』の前半と後半、具体的には卷六までと卷七以下に分けてみると、卷六までの二三例のうち、仏教と関わりのない意味での用例が一七例で仏教上の意味での用例は六例であり、卷七以下では一八例のうち、仏教と関わりのない意味での用例は一例であるのに對して仏教上の意味での用例は一七例で、卷六までと卷七以下では逆転しているのである。また、その用例は、前半では卷二・三に一七例と七割強が集中しており、しかも、そのうちの一三例が一般的の意味の用例である。特に卷二では、一一例のうちの九例が一般的の意味での用例である。それに対しても、後半では卷十・十二に一七例で、あとは卷九に一例みられるだけである。しかもその一七例のうち、仏教上の罪の意味の用例は一六例である。ちなみに、卷七・八には「ザイ」と訓む用例も含めて用例が一切ない。また卷五では「罪人」の

用例一例のみである。

「ツミ」と訓む「罪」の用例において、なぜ、前半では仏教と関わりのない罪の用例が多く、後半では仏教上の罪の用例が多いというように逆転しているのか。また、前半では卷二・三に集中し、しかも一般的意味の罪の用例が多いのか。さらに後半では卷十・十二に集中し、しかもほとんどが仏教上の罪の用例であるのはなぜか。このような顕著な違いがある理由はまだわからないが、語られている内容によることも大きいと思われる。

そこで、「ツミ」と訓む用例のそれぞれの罪が、誰について語ったものか、また、直接に当人の罪とは語らず一般論的に語ってはいるが誰について語る中で語られた罪なのかを検討すると、まず仏教とは関わらず世間一般にいう罪の場合、流罪となつた明雲大僧正に関するものが五例、鬼界が島の流人にに関するものが三例、大納言成親に関するものが二例、清盛に関するものが二例、その他には、俊寛、太政大臣師長、関白基房、高倉天皇、重盛、重盛の子宗実に関するものが各一例ずつあり、一般的なものが一例である。このうち、卷二・三では明雲、鬼界が島の流人、俊寛、成親の流罪に処せられた者だけで一例と、全体一八例のうちの六割を占めている。次に仏教上の罪について同様の検討をすると、重衡に関するものが三例、維盛に関するものが三例、六代に関するものが二例であり、その他、成親、俊寛、師長、教経、宗盛、源氏方の清教、義経の家来に関するものがそれぞれ一例ずつである。このうち、卷十・十二では重衡・維盛・宗盛・六代といった処刑されたり入水した者だけで一四例と、全体二三例のうち六割を占める。

これをみると、卷二・三には流罪に処せられた人物の話が多いために、世間的な罪の用例が多く、卷十・十二に

は処刑されたり入水したりして亡くなつた人物の話が多いために、仏教上の罪が多いのではないか。処刑なり入水なり、ともかく亡くなつた人物に関して言えば、前半でも清盛に関するもの三例（巻一と巻六）、俊寛に関するものが一例（巻三）あつて、合わせると一八例となり、仏教上の罪の全体二三例に対して八割近くを占める。亡くなつた人物について、亡くなつたのは仏教上の罪を犯した結果であるという捉え方がなされていることを考へる時、ここに『平家物語』の罪障意識を見る事ができるのである。

『平家物語』の「罪」と「惡」を考へるにあたつて、拙稿ではまず「罪」について検討した。次には「惡」について検討し、兩者の関連性の有無について検証したいが、ひとまず筆を擱く。

〔注〕

(1) テキストとしたのは、覚一本系統である龍谷大学図書館所蔵本を底本とする日本古典文学大系本『平家物語上・下』(岩波書店)である。よって、拙稿は覚一本に限定した考察である。なお、これをテキストとして作成された『平家物語総索引』(金田一春彦・清水功・近藤政美各氏編、学習研究社)を利用させていただいた。